

令和7年度

建設工事積算基準

改正表

第1回

大阪府都市整備部

ページ	改正後	改正前
建設工事 積算基準 表紙	建設工事積算基準 令和7年度 (令和8年8月1日一部改定)	建設工事積算基準 令和7年度 (令和7年8月1日改定)

ページ	改正後	改正前
建設工事 積算基準 目次	(本資料の取扱い) 本資料は、大阪府都市整備部（住宅建築局を除く）が発注する工事・委託業務の積算に適用しています。 なお、本資料の内容に関する質問はできませんので、予めご了承ください。 (目次) 1. 土木工事等の積算における積算基準・設計単価等について . . . 1-1 2. 土木工事標準積算基準書等の読替え規定 . . . 1-3 2-1. 土木工事標準積算基準書（共通編） . . . 1-3 2-2. 機械設備工事積算基準 . . . 1-8 2-3. 土木工事標準積算基準書（電気通信編） . . . 1-23 2-4. 電気通信施設点検業務積算基準（案） . . . 1-27 2-5. 電気通信施設運転監視業務積算基準（案） . . . 1-28 2-6. 大阪府公共建築工事積算基準 . . . 1-29 3. 設計業務等標準積算基準書・同参考資料の読替え規定 . . . 1-31 4. 材料単価等の取扱いについて . . . 1-34 5. 業務歩掛を見積によって決定する場合 . . . 1-39 6. 土木工事等における設計変更の取扱い . . . 1-40 7. 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領 . . . 1-42 8. 土木工事等における工期設定 . . . 1-44 9. 4週8休工事における経費補正 . . . 1-53 10. 単価契約積算基準 . . . 1-56 11. 委託役務業務積算基準（土木施設等維持業務） . . . 1-57	(本資料の取扱い) 本資料は、大阪府都市整備部（住宅建築局を除く）が発注する工事・委託業務の積算に適用しています。 なお、本資料の内容に関する質問はできませんので、予めご了承ください。 (目次) 1. 土木工事等の積算における積算基準・設計単価等について . . . 1-1 2. 土木工事標準積算基準書等の読替え規定 . . . 1-3 2-1. 土木工事標準積算基準書（共通編） . . . 1-3 2-2. 機械設備工事積算基準 . . . 1-8 2-3. 土木工事標準積算基準書（電気通信編） . . . 1-23 2-4. 電気通信施設点検業務積算基準（案） . . . 1-27 2-5. 電気通信施設運転監視業務積算基準（案） . . . 1-28 2-6. 大阪府公共建築工事積算基準 . . . 1-29 3. 設計業務等標準積算基準書・同参考資料の読替え規定 . . . 1-31 4. 材料単価等の取扱いについて . . . 1-34 5. 業務歩掛を見積によって決定する場合 . . . 1-39 6. 土木工事等における設計変更の取扱い . . . 1-40 7. 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領 . . . 1-42 8. 土木工事等における工期設定 . . . 1-44 9. 4週8休工事における経費補正 . . . 1-53 10. 単価契約積算基準 . . . 1-56 11. 委託役務業務積算基準（土木施設等維持業務） . . . 1-57

ページ

建設工事
積算基準
1-1

改正後

1. 土木工事等の積算における積算基準・設計単価等について

大阪府都市整備部(住宅建築局除く)が発注する土木工事・業務等における設計金額(予定価格の基礎となる額)の算定は、原則として下表－1、2の積算基準(本編を含む)及び設計単価によるものとする。

各積算基準・設計単価等が途中改定された場合には、正誤関係については適宜適用し、改正関係は別途通知により適用するものとする。

なお、上記によりがたい場合は別途考慮できるものとし、積算の考え方等について入札参加者等への明示に努めるものとする。また、各発注案件の積算時点である「単価適用年月日」についての明示に努めるものとする。

(表－1)積算基準

種 別	基 準	適用時期	公表状況
① 全般	・建設工事積算基準	当該年度の基準書を、当該年度8月1日から適用 ※ただし令和8年度は、令和8年8月末日まで令和7年度の基準書を適用するものとする。	・都市整備部ホームページ
② 土木工事等(共通／河川／道路／公園)	・土木工事標準積算基準書(共通編)(※注)(国土交通省)		・市販本
	・土木工事標準積算基準書(河川・道路編)(国土交通省)		・市販本
	・公園緑地工事標準歩掛(国土交通省都市局)		・国土交通省ホームページ
③ 設備工事等〔プラント設備工事(下水・船舶除く)・プラント設備補修工事(下水)・設備設計等〕	・機械設備工事積算基準(国土交通省) 〔土木工事標準積算基準書(機械編)(国土交通省)〕		・市販本
	・土木工事標準積算基準書(電気通信編)(国土交通省)		・市販本
	・電気通信施設設計業務積算基準(国土交通省)	・国土交通省ホームページ	
	・電気通信施設点検業務積算基準(案)(国土交通省)		
・電気通信施設運転監視業務積算基準(案)(国土交通省)			
④測量・地質調査・設計業務等	・設計業務等標準積算基準書／設計業務等標準積算基準書(参考資料)(国土交通省)	・市販本	・市販本
⑤ 水上工事(船舶設備等含む)	・港湾土木請負工事積算基準(国土交通省港湾局)	(当該年度の基準がない場合は最新版とする。)	・市販本
⑥下水道工事等〔下水道関係の土木工事・プラント設備工事(補修を除く)・設計業務〕	・下水道用設計標準歩掛表(国土交通省水管理・国土保全局下水道部)	・市販本	・市販本
	下水道設計指針		・都市整備部ホームページ

(※注)土木工事標準積算基準書(共通編)のうち、「第Ⅵ編 土木工事標準単価及び市場単価」の内容については、当該年度の基準改正内容を、当該年度4月1日以降から適用することがある。

改正前

1. 土木工事等の積算における積算基準・設計単価等について

大阪府都市整備部(住宅建築局除く)が発注する土木工事・業務等における設計金額(予定価格の基礎となる額)の算定は、原則として下表－1、2の積算基準(本編を含む)及び設計単価によるものとする。

各積算基準・設計単価等が途中改定された場合には、正誤関係については適宜適用し、改正関係は別途通知により適用するものとする。

なお、上記によりがたい場合は別途考慮できるものとし、積算の考え方等について入札参加者等への明示に努めるものとする。また、各発注案件の積算時点である「単価適用年月日」についての明示に努めるものとする。

(表－1)積算基準

種 別	基 準	適用時期	公表状況
① 全般	・建設工事積算基準	当該年度の基準書を、当該年度8月1日から適用 (当該年度の基準がない場合は最新版とする。)	・都市整備部ホームページ
② 土木工事等(共通／河川／道路／公園)	・土木工事標準積算基準書(共通編)(※注)(国土交通省)		・市販本
	・土木工事標準積算基準書(河川・道路編)(国土交通省)		・市販本
	・公園緑地工事標準歩掛(国土交通省都市局)		・国土交通省ホームページ
③ 設備工事等〔プラント設備工事(下水・船舶除く)・プラント設備補修工事(下水)・設備設計等〕	・機械設備工事積算基準(国土交通省) 〔土木工事標準積算基準書(機械編)(国土交通省)〕		・市販本
	・土木工事標準積算基準書(電気通信編)(国土交通省)		・市販本
	・電気通信施設設計業務積算基準(国土交通省)	・国土交通省ホームページ	
	・電気通信施設点検業務積算基準(案)(国土交通省)		
・電気通信施設運転監視業務積算基準(案)(国土交通省)			
④測量・地質調査・設計業務等	・設計業務等標準積算基準書／設計業務等標準積算基準書(参考資料)(国土交通省)	・市販本	・市販本
⑤ 水上工事(船舶設備等含む)	・港湾土木請負工事積算基準(国土交通省港湾局)		・市販本
⑥下水道工事等〔下水道関係の土木工事・プラント設備工事(補修を除く)・設計業務〕	・下水道用設計標準歩掛表(国土交通省水管理・国土保全局下水道部)	・市販本	・市販本
	下水道設計指針		・都市整備部ホームページ

(※注)土木工事標準積算基準書(共通編)のうち、「第Ⅵ編 土木工事標準単価及び市場単価」の内容については、当該年度の基準改正内容を、当該年度4月1日以降から適用することがある。

ページ

建設工事
積算基準
1-2

改正後

(表－2)設計単価

単 価	適用時期	公表状況	摘 要
・公共工事設計労務単価 ・設計業務委託等技術者単価 ・機械電気設備工事関係労務単価 ・機械電気設備点検整備等業務関係労務単価	当該年度の単価を、通知日から適用	・都市整備部ホームページ	・国土交通省単価
・材料単価・賃料等 (物価資料単価)	積算時点月号の単価 例)積算時点が4月1日の場合、4月号	・刊行物	・物価資料単価 (「Web 建設物価((一財)建設物価調査会)」 「積算資料電子版((一財)経済調査会)」)
・市場単価 ・土木工事標準単価 (物価資料単価)	積算時点季号の単価 例)積算時点が4月の場合、春号	・刊行物	・物価資料単価 (「土木コスト情報((一財)建設物価調査会)」 「土木施工単価((一財)経済調査会)」)
・資材調査単価	当該年度の単価を、原則当該年度4月1日から適用	・都市整備部ホームページ等	－
・建設発生土受入価格 ・建設廃棄物等受入価格	・上半期は原則当該年度の8月1日から適用 ・下半期は原則当該年度の2月1日(当該年の翌年)から適用	・都市整備部ホームページ	－
・建設機械等損料表	当該年度の単価を、原則当該年度8月1日から適用	・刊行物	・国土交通省単価
・測量・地質調査関係単価	※ただし令和8年度は、令和8年8月末日まで令和7年度の単価を適用するものとする。	・都市整備部ホームページ	－

※建築工事、建築設備工事の積算基準及び採用単価については、都市整備部ホームページの「建築工事の積算基準について」(大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室)に基づくものとする。

改正前

(表－2)設計単価

単 価	適用時期	公表状況	摘 要
・公共工事設計労務単価 ・設計業務委託等技術者単価 ・機械電気設備工事関係労務単価 ・機械電気設備点検整備等業務関係労務単価	当該年度の単価を、通知日から適用	・都市整備部ホームページ	・国土交通省単価
・材料単価・賃料等 (物価資料単価)	積算時点月号の単価 例)積算時点が4月1日の場合、4月号	・刊行物	・物価資料単価 (「Web 建設物価((一財)建設物価調査会)」 「積算資料電子版((一財)経済調査会)」)
・市場単価 ・土木工事標準単価 (物価資料単価)	積算時点季号の単価 例)積算時点が4月の場合、春号	・刊行物	・物価資料単価 (「土木コスト情報((一財)建設物価調査会)」 「土木施工単価((一財)経済調査会)」)
・資材調査単価	当該年度の単価を、原則当該年度4月1日から適用	・都市整備部ホームページ等	－
・建設発生土受入価格 ・建設廃棄物等受入価格	・上半期は原則当該年度の8月1日から適用 ・下半期は原則当該年度の2月1日(当該年の翌年)から適用	・都市整備部ホームページ	－
・建設機械等損料表	当該年度の単価を、原則当該年度8月1日から適用	・刊行物	・国土交通省単価
・測量・地質調査関係単価		・都市整備部ホームページ	－

※建築工事、建築設備工事の積算基準及び採用単価については、都市整備部ホームページの「建築工事の積算基準について」(大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室)に基づくものとする。

ページ

建設工事
積算基準
1-37

改正後

2. 材料単価等決定における単価の適用時期

1) 物価資料等に掲載がある場合……………毎月単価

・物価資料単価における物価資料各月号の適用期間は以下のとおりとする。

積算時	物価資料の適用	積算時	物価資料の適用
4月1日～4月30日	4月号	10月1日～10月31	10月号
5月1日～5月31日	5月号	11月1日～11月30	11月号
6月1日～6月30日	6月号	12月1日～12月31	12月号
7月1日～7月31日	7月号	1月1日～1月30日	1月号
8月1日～8月31日	8月号	2月1日～2月29日	2月号
9月1日～9月30日	9月号	3月1日～3月31日	3月号

2) 物価資料等に掲載がない場合……………年1回単価

・資材調査単価〔定期調査〕の適用期間は原則として以下のとおりとする。

積算時	適用単価
当該年度(4月1日～翌年3月31日)	当該年度単価

・物価資料掲載単価と同一名称であっても掲載がない場合は、年1回単価とする。

・また、土木コスト情報、土木施工単価に単価設定されている工種で、規格等が異なるため単価がない場合も、年1回単価とする。

・資材単価の変動が著しい場合には、別途通知等により改定することがある。

3) 市場単価・土木工事標準単価の取扱い……………四半期毎単価

・「土木コスト情報」、「土木施工単価」各季号の適用期間は以下のとおりとする。

積算時	市場単価・土木工事標準単価の適用	適用
4月1日～6月30日	春号(4月号)	※一部を除き改定
7月1日～8月31日	夏号(7月号)	※一部を除き改定
9月1日～9月30日	夏号(7月号)	全面改定 (基準書改定を行った場合)
10月1日～12月31日	秋号(10月号)	全面改定
1月1日～3月31日	冬号(1月号)	全面改定

※「一部」とは、積算基準書に関わる部分の適用条件、補正係数などを示す。

積算基準改定(令和8年9月予定)まで、市場単価及び土木工事標準単価は表のとおりで、適用条件、補正係数などの改定は行わないものとする。

3. 材料単価等決定における地区区分

(1) 府内統一単価……大阪府内で一つの単価(大阪単価)として設定するもの。

府内統一単価 (資材調査単価)	材 料 単 価 物価資料等掲載都市		公共工事設計 労務単価	電力料金
	Web建設物価	積算資料電子版		
大阪	大阪	大阪	大阪府	関西電力

※材料単価で物価資料掲載都市に大阪がない場合、大阪が含まれる区域(近畿や全国等)とす

(2) 地区別単価……生コンクリート、モルタル、アスファルト合材、骨材・砕石類は地区別に単価を設定する。

物価資料に掲載されているものは物価資料単価とするが、単価の適用にあたっては、次表

改正前

2. 材料単価等決定における単価の適用時期

1) 物価資料等に掲載がある場合……………毎月単価

・物価資料単価における物価資料各月号の適用期間は以下のとおりとする。

積算時	物価資料の適用	積算時	物価資料の適用
4月1日～4月30日	4月号	10月1日～10月31	10月号
5月1日～5月31日	5月号	11月1日～11月30	11月号
6月1日～6月30日	6月号	12月1日～12月31	12月号
7月1日～7月31日	7月号	1月1日～1月30日	1月号
8月1日～8月31日	8月号	2月1日～2月29日	2月号
9月1日～9月30日	9月号	3月1日～3月31日	3月号

2) 物価資料等に掲載がない場合……………年1回単価

・資材調査単価〔定期調査〕の適用期間は原則として以下のとおりとする。

積算時	適用単価
当該年度(4月1日～翌年3月31日)	当該年度単価

・物価資料掲載単価と同一名称であっても掲載がない場合は、年1回単価とする。

・また、土木コスト情報、土木施工単価に単価設定されている工種で、規格等が異なるため単価がない場合も、年1回単価とする。

・資材単価の変動が著しい場合には、別途通知等により改定することがある。

3) 市場単価・土木工事標準単価の取扱い……………四半期毎単価

・「土木コスト情報」、「土木施工単価」各季号の適用期間は以下のとおりとする。

積算時	市場単価・土木工事標準単価の適用	適用
4月1日～6月30日	春号(4月号)	※一部を除き改定
7月1日～7月31日	夏号(7月号)	※一部を除き改定
8月1日～9月30日	夏号(7月号)	全面改定 (基準書改定を行った場合)
10月1日～12月31日	秋号(10月号)	全面改定
1月1日～3月31日	冬号(1月号)	全面改定

※「一部」とは、積算基準書に関わる部分の適用条件、補正係数などを示す。

積算基準改定(8月)まで、市場単価及び土木工事標準単価は表のとおりで、適用条件、補正係数などの改定は行わないものとする。

3. 材料単価等決定における地区区分

(1) 府内統一単価……大阪府内で一つの単価(大阪単価)として設定するもの。

府内統一単価 (資材調査単価)	材 料 単 価 物価資料等掲載都市		公共工事設計 労務単価	電力料金
	Web建設物価	積算資料電子版		
大阪	大阪	大阪	大阪府	関西電力

※材料単価で物価資料掲載都市に大阪がない場合、大阪が含まれる区域(近畿や全国等)とす

(2) 地区別単価……生コンクリート、モルタル、アスファルト合材、骨材・砕石類は地区別に単価を設定する。

物価資料に掲載されているものは物価資料単価とするが、単価の適用にあたっては、次表

ページ

建設工事
積算基準
1-53～
55

改正後

「大阪府 都市整備部『週休2日工事』実施要領」(令和8年8月1日改正)の改正に伴い、「9. 週休2日工事における経費補正」を削除

改正前

9. 週休2日工事における経費補正

積算方法等については、大阪府都市整備部「週休2日工事」実施要領に基づくものとする。
(府HP URL : https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/giken/4syu8kyu_kouji.html)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数 1.02 【補正式】 20.200 × 1.15 × 1.06 × 1.02 = 22,760.36 → 22,760 ※円止め (円未満四捨五入)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数 1.02 【補正式】 20.200 × 1.15 × 1.06 × 1.02 = 22,760.36 → 22,760 ※円止め (円未満四捨五入)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数 1.02 【補正式】 20.200 × 1.15 × 1.06 × 1.02 = 22,760.36 → 22,760 ※円止め (円未満四捨五入)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数 1.02 【補正式】 20.200 × 1.15 × 1.06 × 1.02 = 22,760.36 → 22,760 ※円止め (円未満四捨五入)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数 1.02 【補正式】 20.200 × 1.15 × 1.06 × 1.02 = 22,760.36 → 22,760 ※円止め (円未満四捨五入)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数 1.02 【補正式】 20.200 × 1.15 × 1.06 × 1.02 = 22,760.36 → 22,760 ※円止め (円未満四捨五入)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数 1.02 【補正式】 20.200 × 1.15 × 1.06 × 1.02 = 22,760.36 → 22,760 ※円止め (円未満四捨五入)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数 1.02 【補正式】 20.200 × 1.15 × 1.06 × 1.02 = 22,760.36 → 22,760 ※円止め (円未満四捨五入)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数 1.02 【補正式】 20.200 × 1.15 × 1.06 × 1.02 = 22,760.36 → 22,760 ※円止め (円未満四捨五入)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数 1.02 【補正式】 20.200 × 1.15 × 1.06 × 1.02 = 22,760.36 → 22,760 ※円止め (円未満四捨五入)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数 1.02 【補正式】 20.200 × 1.15 × 1.06 × 1.02 = 22,760.36 → 22,760 ※円止め (円未満四捨五入)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数 1.02 【補正式】 20.200 × 1.15 × 1.06 × 1.02 = 22,760.36 → 22,760 ※円止め (円未満四捨五入)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数 1.02 【補正式】 20.200 × 1.15 × 1.06 × 1.02 = 22,760.36 → 22,760 ※円止め (円未満四捨五入)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数 1.02 【補正式】 20.200 × 1.15 × 1.06 × 1.02 = 22,760.36 → 22,760 ※円止め (円未満四捨五入)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数 1.02 【補正式】 20.200 × 1.15 × 1.06 × 1.02 = 22,760.36 → 22,760 ※円止め (円未満四捨五入)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数 1.02 【補正式】 20.200 × 1.15 × 1.06 × 1.02 = 22,760.36 → 22,760 ※円止め (円未満四捨五入)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数 1.02 【補正式】 20.200 × 1.15 × 1.06 × 1.02 = 22,760.36 → 22,760 ※円止め (円未満四捨五入)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数 1.02 【補正式】 20.200 × 1.15 × 1.06 × 1.02 = 22,760.36 → 22,760 ※円止め (円未満四捨五入)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数 1.02 【補正式】 20.200 × 1.15 × 1.06 × 1.02 = 22,760.36 → 22,760 ※円止め (円未満四捨五入)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数 1.02 【補正式】 20.200 × 1.15 × 1.06 × 1.02 = 22,760.36 → 22,760 ※円止め (円未満四捨五入)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数 1.02 【補正式】 20.200 × 1.15 × 1.06 × 1.02 = 22,760.36 → 22,760 ※円止め (円未満四捨五入)

週休2日補正の計算

補正について	内 容
1	■工事全額 ・工事費(工事部分) ・現場事務所 ・補正なし 月単位の週休2日 完全週休2日(土日)
2	■土木工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場型体工の下位に該当する体系 ・建築物体工に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 (製作工については、設置費代金とする)
3	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 週休2日の補正 【完全週休2日(土日)】 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 ・労務費 1.02 【月単位の週休2日】 ・労務費 1.02 労務費等の算額は以下の通りに補正数値とする。 (円止め(円未満四捨五入))
4 (次条)	
5 (次条)	
6	■労務費 労務費率 × 夜間労務率 × 時間的制約係数 × 週休2日補正係数 × 補正後の労務費率 ※円止め (円未満四捨五入) (例) 労務費率 20.200 夜間労務率 1.15 時間的制約係数 1.06 週休2日補正係数